

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律に基づく  
「障がい者相談支援センター富士見が丘」運営規程  
(指定特定相談支援事業所)

(事業の目的)

第1条 有限会社古賀事務所が開設する障がい者相談支援センター富士見が丘(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に規定する指定計画相談支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
  - 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとし、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 4 事業所は、関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障がい者相談支援センター富士見が丘
- (2) 所在地 大分県大分市富士見が丘西1丁目3番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上  
相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画案の作成及び継続的なモニタリング等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時から午後6時までとする。

ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(指定計画相談支援の内容)

第6条 指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) サービス利用支援(サービス等利用計画案の作成等)

(2) 継続サービス利用支援(モニタリング報告書の作成等)

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した場合は、利用者から法第51条の17第2項の規定により算定された費用の額の支払を受けるものとする。

2 第9条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定計画相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、片道につき次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km未満 300円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5km以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、事前に利用者に対して文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、指定計画相談支援を提供している利用者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

2 前項の場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知す

